

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																						
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）							(2) キの内容			
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布			イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会全児童もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）					
該当団体数	40	40	40	40	40	1	20	11	7	26	28	25	1	0	10	10	6	23	12	4	2	5	2	8	8				
奈良県	奈良市	教育総務課	0742-34-5337	kyouikusoumu@city.nara.lg.jp	http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/147246443179/		○	○		○	○	○						民生児童委員に対して制度を画面で周知								○	ウェブサイトからのダウンロードも可能		
奈良県	大和高田市	大和高田市教育委員会事務局 学校教育課	0745-22-1101	gakkyou@city.yamatotakada.nara.jp	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/			○		○	○																		
奈良県	大和郡山市	大和郡山市教育委員会事務局学校教育課	0743-55-2213	gakkok@city.yamatokoriyama.lg.jp	http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/				○	○	○																		
奈良県	天理市	天理市教育委員会 まなび推進課	0743-63-1001 (代表番号)	gakkoukyoiku@city.tenri.lg.jp	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kyouikuinkai/manabisuisinka/index.html		○	○	○	○	○																		
奈良県	橿原市	学校教育課	0744-29-5912	gakkoukyoiku@city.kashihara.nara.jp	http://www.city.kashihara.nara.jp/gakkokyoiku/d_kyouiku/shougakkou/syougakkou/syougakuenjohi.html		○			○	○																全児童生徒分の案内文書を予め教育委員会で印刷して、学校に配布している。		
奈良県	桜井市	桜井市教育委員会 学校教育課	0744-42-9111	ky-gakko@city.sakurai.lg.jp	http://www.city.sakurai.lg.jp/		○	○		○	○																		
奈良県	五條市	教育委員会事務局 学校教育課	0747-22-8751	gakko-kyoiku@city.gojo.lg.jp	http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1384837033445/index.html		○											家庭訪問時に教職員が説明								○			
奈良県	御所市	教育委員会 学校教育課	0745-62-3001 (内線672)	gakoukyoiku@city.gose.lg.jp	http://www.city.gose.nara.jp						○	○																	
奈良県	生駒市	教育総務課	0743-74-1111	k-soumu@city.ikoma.lg.jp	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000000537.html		○	○		○	○																○	教育委員会窓口やHPで申請書等配布	
奈良県	香芝市	香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課	0745-76-2001 (内線417)	gakkou@city.kashiba.lg.jp	http://www.city.kashiba.lg.jp/		○			○	○																		
奈良県	葛城市	葛城市教育委員会学校教育課	0745-44-5108	gakkou-kyoiku@katsuragi.ed.jp	http://www.city.katsuragi.nara.jp/					○	○																		
奈良県	宇陀市	教育委員会事務局教育総務課	0745-82-3973	kyouikusoumu@city.nara.lg.jp	http://www.city.uda.nara.jp	https://www.facebook.com/nara.uda	○			○	○																		
奈良県	山添村	教育委員会事務局	0743-85-0049	kyoiku@vill.yamazoe.nara.jp	http://www.vill.yamazoe.nara.jp														必要に応じて保護者に渡してもらえる様、各学校に保護者宛てのお知らせを配布								○	全戸配布の「広報やまぞえ」で制度案内をしているので、各学校では、前年度対象者及び希望者に対して制度案内と申請書を配布している。	
奈良県	平群町	平群町教育委員会総務課	0745-45-2101	tmo-kyoiku@town.heguri.nara.jp	http://www.town.heguri.nara.jp/index.html		○	○	○	○	○																		
奈良県	三郷町	教育総務課	0745-43-7331	kyoikusoumu@town.sango.lg.jp	http://www.town.sango.nara.jp/kodomomirai/syugakuenjo/seido.html		○			○	○																		
奈良県	斑鳩町	教育委員会事務局 総務課	0745-74-1001	kyoikusoumu@town.ikaruga.nara.lg.jp	http://www.town.ikaruga.nara.jp/						○																	○	小学校就学前の新入学学用品費についての就学援助は、幼稚園で制度案内・申請書を配布。
奈良県	安堵町	教育委員会事務局	0743-57-1511	kyoikuinkai@town.ando.lg.jp	http://www.town.ando.nara.jp		○			○	○																		
奈良県	川西町	教育委員会事務局	0745-44-2684	ksoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp	https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/		○			○	○																		
奈良県	三宅町	三宅町教育委員会 教育総務課	0745-44-2001	gakkou@town.miyake.lg.jp	https://www.town.miyake.lg.jp		○			○	○																		
奈良県	田原本町	田原本町教育委員会事務局教育総務課学校教育係	0744-34-2074	kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp	http://www.town.tawaramoto.nara.jp/kosodate/kyoiku/2/4082.html		○	○	○																			○	学校だより（4月号）に記載
奈良県	曽爾村	教育委員会事務局	0745-94-2104	kyoiku@vill.soni.lg.jp	https://www.vill.soni.nara.jp/forms/info/info.aspx?info_id=15926					○	○																		
奈良県	御杖村	教育委員会事務局	0745-95-2004	kyoiku@vill.mitsue.lg.jp	https://www.mitsue.nara.jp					○	○								家庭訪問の際、制度説明を行う。								○	家庭訪問の際、制度説明後、希望者に対して教育委員会から申請書を配布。	
奈良県	高取町	教育委員会事務局	0744-52-3715	kyoiku@town.takatori.nara.jp	http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&so_cd2=1&so_cd3=0&so_cd4=0&so_cd5=0					○	○																		
奈良県	明日香村	明日香村教育委員会 教育文化課	0744-54-3636	a-kyoiku@vill.asuka.lg.jp	https://asukamura.jp						○	○																	
奈良県	上牧町	教育委員会事務局 教育総務課	0745-76-1001	kyousou@town.kanmaki.lg.jp	http://www.town.kanmaki.nara.jp/		○			○	○																		
奈良県	王寺町	学校教育課	0745-72-1031	gakkou@town.oji.nara.jp	http://www.town.oji.nara.jp/		○	○		○	○																	○	入学通知に同封

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率								
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																			(2) ソ, タ, チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者, 昼食, 被服等が悪い者または学用品, 通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定める)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍					目安額(年額)万円		
該当団体数	40	19	22	10	9	8	16	5	4	4	5	5	4	12	3	12	8	2	0	9	22	22	22	22	22	0	0	5	9	40	40		
奈良県	奈良市																			○											市民税所得割額(住宅借入金特別特別控除、寄付金控除の控除前の額)が扶養親族(16歳未満、16歳以上～19歳未満)の人数に応じた一定額以下の場合	20%未満	15%未満
奈良県	大和高田市		○																													15%未満	15%未満
奈良県	大和郡山市															○						1.4 課税所得	30	4	250						25%未満	25%未満	
奈良県	天理市																					1.3 総所得(諸控除前)	30	4	270						20%未満	20%未満	
奈良県	橿原市	○															○					1.3 総所得(諸控除前)	30	4	293						15%未満	15%未満	
奈良県	桜井市																					1.3 総所得(諸控除前)	25	4	189						15%未満	15%未満	
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○																		15%未満	15%未満
奈良県	御所市		○																												御所市教育委員会が特別認めたもの 具体的には・・・(1)ア・スに該当、または保護者が疾病等で収入が見込めない状況になった家庭等	20%未満	20%未満
奈良県	生駒市	○																				1.3 その他	29	4	439			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入により市民税所得割を算出したもの。基準額は市民税所得割94,700円(ただしH30.1.1現在15歳以下の子どもの数2人の場合。子どもの数が1人の場合は21,300円減額、増えると1人につき21,300円加算。父母と15歳以下の子2人として算出。	15%未満	10%未満			
奈良県	香芝市																					1.1 総所得(諸控除前)	24	12	261						10%未満	10%未満	
奈良県	葛城市	○	○		○	○	○				○																					15%未満	15%未満
奈良県	宇陀市	○	○	○									○	○								1.1 その他	24	12	256			分類：収入額			10%未満	10%未満	
奈良県	山添村																					1.3 課税所得	30	4	253			29年度、30年度の申請者はいない			0%	0%	
奈良県	平群町	○	○																			1.3 総所得(諸控除前)	30	4	230						15%未満	15%未満	
奈良県	三郷町																					1.3 総所得(諸控除前)	24	12	279						15%未満	10%未満	
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○														1.3 課税所得	25	4	346						15%未満	15%未満	
奈良県	安堵町																					1.3 課税所得	24	4	300						25%未満	25%未満	
奈良県	川西町		○																			1 課税所得	25	4	200						15%未満	15%未満	
奈良県	三宅町		○																			1 課税所得	25	4	200						15%未満	10%未満	
奈良県	田原本町						○															1.3 総所得(諸控除前)	30	4	268						10%未満	15%未満	
奈良県	曾爾村	○	○	○			○							○								1.3 総所得(諸控除前)	29	9	229						10%未満	5%未満	
奈良県	御杖村	○	○	○			○							○																		10%未満	10%未満
奈良県	高取町						○															1.5 その他	24	12	365			給与所得(社保、生保、損保控除後) 総所得から所得控除を除いた額。 前年度の所得から、所得控除を除いて計算している。 基準は、福祉部局の毎年頂く生活保護基準額表に基づいて算出。			15%未満	15%未満	
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○															1.3 その他	29	4	232						10%未満	10%未満	
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○		○	○				○																		15%未満	15%未満
奈良県	王寺町	○												○	○							1.3 総所得(諸控除前)	26	6	360			教育長が特に就学援助の必要があると認める者			15%未満	15%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率												
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		(2) ソ、タ、チを選択した場合		(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1)平成29年度	(2)平成30年度							
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由による欠席日数が多い者	シ.経済的理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ.特別支援教育費の需要額測定に用いる係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ.その他（内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円				
																						課税所得等の分類	年								月	万円		
奈良県	広陵町	○	○										○								1.3 課税所得	29	12	320								15%未満	15%未満	
奈良県	河合町	○	○		○	○												○		○		1.1 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	210							失業、長期療養、火災、不慮の事故等により生活が困窮していると認められる者	15%未満	15%未満
奈良県	吉野町		○																													15%未満	15%未満	
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																10%未満	10%未満	
奈良県	下市町		○																	○												要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた者。 その他、教育長が特に認められた者。	15%未満	15%未満
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																0%	0%	
奈良県	天川村		○																													10%未満	10%未満	
奈良県	野迫川村																			○												学校において必要と認められる者	0%	0%
奈良県	十津川村																			○												学校において必要と認められる者。	5%未満	5%未満
奈良県	下北山村	○																		○												10%未満	10%未満	
奈良県	上北山村	○																		○												村内に居住する義務教育に係る児童又は生徒の保護者である事	0%	0%
奈良県	川上村																															45%未満	25%未満	
奈良県	東吉野町	○	○	○	○	○	○	○	○											○												10%未満	10%未満	
奈良県	式下中学校組合		○												○							1 課税所得	25	4	200								15%未満	20%未満

①都道府県	②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項						
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
奈良県	広陵町					○	11,420								○	40,600												○	28,000									
奈良県	河合町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	29,000									
奈良県	吉野町					○	6,825								○	40,600												○	30,000								・（新入学）学用品費は、通学用品費と合わせた金額。 ・学用品費は、第1学年除く。	
奈良県	大淀町					○	11,420								○	40,600												○	28,000									
奈良県	下市町					○	11,420								○	40,600	○	0										○	28,642								調査時点で実績なし	
奈良県	黒滝村					○	10,000								○	40,600																					援助実績なし	
奈良県	天川村					○	11,420																					○	14,979									
奈良県	野迫川村			○	40,600	0						○	40,600	0																						○	・学用品費、新入学児童生徒学用品費については実績なし。 ・その他項目については必要経費を村が負担	
奈良県	十津川村			○	10,000	10,000						○	30,000	0																							・新入学学用品費は平成29年度実績なし ・修学旅行費は、村内の全児童生徒について費用を村が負担しているため、就学援助の費目としては該当がない。	
奈良県	下北山村					○	12,000								○	24,000																		○	18,000			
奈良県	上北山村			○	12,000	0						○	24,000	0																○	12,000	0					該当者なし	
奈良県	川上村			○	12,000	12,000						○	24,000	24,000																					○	修学旅行費用は、全生徒に対し無償化のため支給実績なし		
奈良県	東吉野村					○	11,420								○	40,600												○	0								修学旅行費は、対象がいる場合、全額援助を行っている。	
奈良県	式下中学校組合																																			中学校組合のため、小学校なし。		

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項						
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
奈良県	広陵町					○	22,320							○	47,400												○	65000										
奈良県	河合町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400													○	66000										
奈良県	吉野町					○	12,275							○	47,400												○	70000										・（新入学）学用品費は、通学用品費と合わせた金額。 ・学用品費は、第1学年除く。
奈良県	大淀町																										○	65000										
奈良県	下市町					○	22,320							○	47,400			○	0								○	62839										調査時点で実績なし
奈良県	黒滝村	○	0						○	0							○	0																				援助実績なし
奈良県	天川村					○	22,320																				○	58108										
奈良県	野迫川村			○	22,320	0						○	47,400	0																						○		・学用品費・新入学児童生徒学用品費については実績なし。 ・その他項目については必要経費を村が負担
奈良県	十津川村			○	10,000	10,000						○	40,000	0																								・新入学学用品費は平成29年度実績なし ・修学旅行費は、村内の全児童生徒について費用を村が負担しているため、就学援助の費目としては該当がない。
奈良県	下北山村					○	12,000							○	36,000																				○	36000		
奈良県	上北山村			○	11,000	0						○	36,000	0																								該当者なし
奈良県	川上村			○	18,000	18,000						○	36,000	36,000																								修学旅行費用は、全児童に対し無償化のため支給実績なし
奈良県	東吉野村					○	22,320							○	47,400												○	80812										
奈良県	式下中学校組合					○	22,320							○	47,400											○	64311											修学旅行費平均額は平成29年度実績

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄					
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足				
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組		
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他の取組を（2）に記載	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他の取組を（2）に記載	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組					
該当団体数																									
40		1	4	3	1	7	2	25	0	0	0	1	0	1	2	3	0	0	1	1	6	0	4		
奈良県	奈良市				○		○					○							○						
奈良県	大和高田市																								
奈良県	大和郡山市																								
奈良県	天理市																								
奈良県	橿原市																								
奈良県	桜井市																								
奈良県	五條市					○																			
奈良県	御所市																								
奈良県	生駒市																								
奈良県	香芝市		○			○																			
奈良県	葛城市																								
奈良県	宇陀市							○																	
奈良県	山添村															○									
奈良県	平群町																								
奈良県	三郷町		○																						
奈良県	斑鳩町			○																					
奈良県	安堵町					○																			
奈良県	川西町													○											
奈良県	三宅町					○																			
奈良県	田原本町																								
奈良県	曽爾村																								
奈良県	御杖村																								
奈良県	高取町																								
奈良県	明日香村																								
奈良県	上牧町																								
奈良県	王寺町		○																						

就学援助制度の申請について趣旨について町のHPで啓発をしているが期限最終日に申請を終えていない保護者もおり周知することが難しいと感じている。

現在該当者がいないが、今後該当者が発生すれば、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する意向。

小・中学校の新生をもつ保護者に対して、申請があった場合、7月頃に1万円を交付。

オ. 学用品等（中古品を含む）の無償給与
小学校新一年生全員に制服を支給している。

・学校提出による購入計画表に基づいた物品の購入
・安価時期に購入する等、購入時期をずらした工夫を取り入れている。（ストーブを夏季に購入するなど）

		V その他																		VI 自由記述欄					
①都道府県	②市町村名	1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況									就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足					
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)									(1) 教育委員会における取組 (あてはまるものすべてに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組			
		ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供				コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) コの内容及び補足説明	
奈良県	広陵町																				○				
奈良県	河合町																					○			
奈良県	吉野町																					○			
奈良県	大淀町		○										○												エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し町広報誌に使用しなくなった制服等を提供していただけるよう掲載し、学校を通じて保護者に貸与している。
奈良県	下市町																					○			
奈良県	黒滝村			○														○							カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 全入生に対し入学祝金(1人あたり5万円)を支給。
奈良県	天川村																					○			
奈良県	野迫川村																					○			
奈良県	十津川村								○																
奈良県	下北山村								○												○				
奈良県	上北山村			○														○							
奈良県	川上村																			○					カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 全児童生徒の学級会費や修学旅行費等を村が負担し、保護者の負担軽減に取り組んでいる。
奈良県	東吉野村																					○			
奈良県	式下中学校組合	○							○																2町での組合立中学校であるが管理を2年交代で行っている。2町担当者で申請時には保護者への周知文書や受付時期等念入りに打ち合わせを行っているが期限最終日に申請を終えていない保護者もあり、周知が難しいと考えている。